



## 《税務の知識》新生命保険料控除制度について

平22年度の税制改正において、個人の所得から控除できる生命保険料控除の対象となる保険契約等が見直されました。平成24年1月1日以前締結の従来の一般生命保険料と、個人年金保険料控除については、控除限度額が引き下げられ、新たに介護医療保険料控除が創設されます。平成24年1月1日以後に締結した生命保険契約（以下、「新契約」とする。）等に係る新しい新生命保険料控除制度の取扱いについて、国税庁が文書回答をしておりましたので触れてみたいと思います。

### 1. 生命保険料控除の控除限度額

保険の種類別の改正の影響は次の通りです。通常の生命保険の他に介護・医療保険にも加入されていた方にとっては、有利になる可能性が高いです。

【生命保険料控除限度額】

(単位：万円)

補償内容	改正前	改正後
遺族補償	5 (3.5)	4(2.8)
介護・医療保障		4(2.8)
老後保障	5 (3.5)	4(2.8)
合計	10 (7)	12(8.4)

( )は住民税です。

### 2. 対象となる介護医療保険等

新しく対象に加わった介護医療保険。疾病又は身体の障害等により保険金等が支払われる保険のうち、医療費支払事由に基因して保険金等が支払われる保険契約を指します。平成24年1月1日以後に締結した契約又は附帯して同日以後に締結した契約のうち、保険金等の受取人を保険料等の払う者又はその配偶者その他の親族とするものが対象となります。

ただし、保険期間が5年未満の契約で、貯蓄保険や貯蓄共済は含まれません。また、外国生命保険会社等と国外において締結したもの及び信用保険契約、傷害保険契約、財形貯蓄契約、財形住宅貯蓄契約、財形年金貯蓄契約なども該当しません。

### 3. 契約締結に係る基準日の考え方

生命保険契約においては「契約日」が保険期間の起算日(初日)として保険料等の算定の基準日となることから、契約締結に係る基準日は「契約日」になります。よって、生命保険契約の「申込日」や「責任開始日」は契約の締結日にかかる基準日とはなりません。

### 4. 契約変更等に係る基準日の考え方

生命保険契約においては、契約変更等が行われたと

き、「効力発生日」が保険料等の算定の基準日となることから、契約変更等にかかる基準日は「効力発生日」になります。よって、「手続日」や「責任開始日」は契約変更等に係る基準日とはなりません。

### 5. 新契約とみなす範囲の契約変更等

平成24年1月1日以後に、旧契約について、以下の契約変更等があったときの判断は次のとおりです。

新契約とみなす変更	新契約とみなさない変更
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 転換</li> <li>・ アカウント型商品の保証見直し(全部・一部)</li> <li>・ 主契約の更新</li> <li>・ 特約の更新</li> <li>・ 特約の(中途)付加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保障金額の増減額(特約の付加によらないもの)</li> <li>・ 保障のない特約(保険料口座振替特約や特別勘定特約等)の(中途)付加</li> <li>・ 契約者の名義変更</li> </ul>

又、団体保険契約、団体年金保険契約は、その契約変更等が団体の契約単位にて行われたかどうかにより判断します。団体保険契約、適格退職年金及びそれ以外の団体年金保険契約については、保障性特約の契約全体への付加・団体保険契約の更新のみを新契約とみなします。

### 6. 新契約と旧契約の双方に加入しているとき

双方に加入しているとき、生命保険料控除はどのように取扱うのでしょうか。

一般生命保険料控除、個人年金保険料控除については、これらの控除ごとに、①新契約に係る控除額(適用限度4万円)、②旧契約に係る控除額(適用限度5万円)、③双方について適用を受けるときの控除額(適用限度4万円)のいずれか有利なものを選択することができます。

【生命保険料控除額(所得税)の計算】

年間保険料	旧契約の控除額	新契約の控除額
～2万	支払金額全額	支払金額全額
2万～2.5万		支払金額÷2+1万
2.5万～4万	支払金額÷2+1.25万	支払金額÷4+2万
4万～5万		
5万～8万	支払金額÷4+2.5万	4万
8万～10万		
10万～	5万	

### 7. 終わりに

節税や保障など、様々な目的で加入する保険ですが、新しい保険商品が出てくる中で、現在、加入している保険を一度見直してみるのも良いかもしれませんね。

(担当：島村)